

運送業界の人材不足が深刻化しています。この状況を受け昨年12月7日、参議院本会議で「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」が可決・成立しました。同法一部改正は、「働き方改革」関連法の施行に伴い、2024年度からトラックドライバーに時間外労働の限度時間が設定されることを踏まえ、労働条件を至急改善していくために実施されるものです。

そこで今回は、人材不足の現状をみていくとともに、課題解決に向けて期待がかかる同法の改正内容について紹介していきます。

### 運送事業者の70%以上が人材不足を感じる状況

運送業界に限らず、他産業でも人材不足は深刻さを増しています。帝国データバンクの「人手不足に対する企業の動向調査※」によると、正社員が不足していると回答した企業は52.5%で調査開始以来、過去最高を更新したようです(グラフ)。業種別では「放送」がトップ、次いで「情報サービス」、そして「運輸・倉庫」の3業種が70%を超える結果でした(表)。

また規模別では「大企業」では60%以上の企業が「不足」としており、大企業における人手不足感是一段と高まっています。次に「中小企業」は50.3%、

中小企業のうち「小規模企業」は45.3%が不足と回答。規模の大きい企業ほど正社員に対する不足感が高くなる傾向があるなか、中小企業においても初めて50%を超えるなど、人手不足は企業規模にかかわらず、すべての産業で広がっています。

では運送業界が人材を確保していくためにはどうすればよいのか？まずは「労働条件の改善」が急がれるでしょう。そのためには、運送事業者の皆さんの取り組みに加え、荷主企業の理解・協力、国や関係団体のバックアップが不可欠です。

※調査対象(2万3,076社、有効回答企業9,938社、回答率43.1%)

【グラフ】企業の人材が「不足」と回答した割合



出典：株式会社 帝国データバンク「特別企画：人手不足に対する企業の動向調査(2018年10月)」

【表】企業の人材が「不足」としている上位10業種

	業種	2018年10月 (%)	2017年10月 (%)
1	放送	78.6	53.8
2	情報サービス	74.4	70.9
3	運輸・倉庫	70.6	63.7
4	建設	68.6	63.5
5	自動車・同部品小売	65.0	58.2
6	メンテナンス・警備・検査	63.6	64.3
7	家電・情報機器小売	61.3	59.0
8	農・林・水産	60.8	51.9
9	人材派遣・紹介	59.3	56.0
10	機械製造	59.2	57.6

※2018年10月の矢印は18年10月と17年10月との増減を表します。

### 改正内容のポイントは4つ

昨年末、国では人材不足の解消に向け「貨物自動車運送事業法」の一部を改正、成立しました。改正内容のポイントは、法令を遵守する運送事業者に人が集まるようにする「①規制の適正化」「②事業者が遵守すべき事項の明確化」と、荷主企業の理解・協力を得て健全な業界を目指す「③荷主対策の深度化」「④標準的な運賃の告示制度の導入」の4つ。以下にその概要を紹介します。

### 貨物自動車運送事業法の改正内容のポイント

改正内容(抜粋)	
①規制の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■欠格期間の延長等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業許可にかかる欠格期間を2年から5年に延長</li> <li>・処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限 など</li> </ul> </li> <li>■許可の際の基準の明確化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の点検・整備を確実に実施して安全性を確保できる能力があるか</li> <li>・事業の継続遂行のために十分な広さの車庫を保有しているか など</li> </ul> </li> <li>■約款の認可基準の明確化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として運賃(運送の対価)と料金(運送以外のサービスなど)とを分別して収受する旨が明確に定められているか</li> </ul> </li> </ul>
②事業者が遵守すべき事項の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■輸送の安全に係る義務の明確化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の定期的な点検、整備の実施 など</li> </ul> </li> <li>■事業の適確な遂行のための遵守義務の新設                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・車庫の整備・管理</li> <li>・健康保険法により納付義務を負う保険料の納付 など</li> </ul> </li> </ul>
③荷主対策の深度化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■荷主の配慮義務の新設                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・運送事業者が法令遵守できるよう、荷主企業に配慮義務を設ける</li> </ul> </li> <li>■荷主勧告制度の強化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷主勧告を行った場合には、当該荷主企業の公表を行う旨を明記 など</li> </ul> </li> <li>■荷主への働きかけ等の規定の新設(2023年度末までの時限措置)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷主企業が運送事業者の違反原因となるおそれのある行為をしている疑いがある場合、国土交通大臣が関係行政機関と協力して、荷主企業の理解を得るための働きかけができる など</li> </ul> </li> </ul>
④標準的な運賃の告示制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>■標準的な運賃を告示(2023年度末までの時限措置)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・運送事業者が法令遵守しながら持続的な運営ができるよう、国土交通大臣が標準的な運賃を定め、告示できる</li> </ul> </li> </ul>

今回の改正の実現により、トラックドライバーの労働条件改善および運送業界の健全な発展に大きく前進すると期待されています。しかし、運送事業者だけの努力だけでは前進は難しく、荷主企業をはじめ国、関係団体の理解・協力が不可欠。人材不足解消に向けて、今こそ運送業界が一丸となるときなのです。

出典：公益社団法人 全日本トラック協会「貨物自動車運送事業法の一部改正について(概要)」(広報とらっく 12月15日号)  
株式会社 帝国データバンク「特別企画：人手不足に対する企業の動向調査(2018年10月)」